国会事項

衆議院

会期延長議決及び通知

六月二十日本院は国会の会期を六月二十一日から七月二十二日まで三十二日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

法律公布奏上及び通知

六月二十日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

建築基準法の一部を改正する法律

都市農地の貸借の円滑化に関する法律

議案通知

六月二十日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

建築基準法の一部を改正する法律案

都市農地の貸借の円滑化に関する法律案

質問書提出

六月二十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

北朝鮮に対するＩＡＥＡの査察に関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）

加計学園理事長の記者会見についての政府の受け止めに関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）

屋外禁煙の条例を定めている自治体への政府の働きかけに関する質問主意書（初鹿明博提出）

イージス・アショアの導入の再検討に関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）

参議院

通知書受領

六月二十日衆議院から、同院は国会の会期を六月二十一日から七月二十二日まで三十二日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

また、同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

建築基準法の一部を改正する法律案

都市農地の貸借の円滑化に関する法律案

また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

建築基準法の一部を改正する法律

都市農地の貸借の円滑化に関する法律

議案受領（予備審査）

六月二十日衆議院から次の議案が送付された。

介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（吉田統彦外十名提出）（衆第三八号）

保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案（西村智奈美外十名提出）（衆第三九号）

産後ケアセンターの設置の推進のための児童福祉法及び社会福祉法の一部を改正する法律案（阿部知子外十名提出）（衆第四〇号）

質問主意書提出

六月二十日議員から次の質問主意書が提出された。

辺野古新基地建設に伴う調査により明らかになった大浦湾の軟弱地盤に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第一四七号）

辺野古新基地建設に伴う埋立工事の着手に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第一四八号）

「他国の武力の行使との一体化」に関する質問主意書（大野元裕提出）（第一四九号）

質問主意書転送

六月二十日次の質問主意書を内閣に転送した。

我が国における難民認定の状況に関する質問主意書（石橋通宏提出）（第一四〇号）

平成二十八年十月から実施された社会保険の適用範囲拡大等に関する質問主意書（藤末健三提出）（第一四一号）

中九州地域の道路交通網の整備促進に関する質問主意書（藤末健三提出）（第一四二号）

華為技術有限公司及び中興通訊股份有限公司が製造した製品の政府機関による使用に関する質問主意書（古賀之士提出）（第一四三号）

産業革新機構に関する質問主意書（古賀之士提出）（第一四四号）

政府各府省のウェブサイトにおけるクッキー使用に関する質問主意書（古賀之士提出）（第一四五号）

官民ファンド運営法人に関する質問主意書（古賀之士提出）（第一四六号）

人事異動

内閣

（財務省大臣官房付）財務事務官　佐藤　正之

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房日本経済再生総合事務局次長を命ずる（同）　同　宇野　雅夫

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房日本経済再生総合事務局次長を免ずる

（以上六月二十日）

法務省

平成三十年司法試験考査委員に任命する　髙杉　直　中山　一郎

任期は平成三十年十一月三十日までとする（各通）

（六月六日）

有田　謙司　川田　琢之　黒澤　佳代

中川　寛子　福岡　右武

平成三十年司法試験考査委員に任命する

任期は平成三十年十一月三十日までとする（各通）

検事　冨士原志奈

平成三十年司法試験考査委員に併任する

併任の期間は平成三十年十一月三十日までとする

（以上六月十一日）

海上保安庁

（新潟海上保安部長）海上保安官　井手　久敏

新潟港長を命ずる

（新潟海上保安部次長）同　本間　一三

新潟港長を免ずる（以上六月十四日）

（七尾海上保安部能登海上保安署長）海上保安官　池田　仁

金沢海上保安部次長に配置換する

（総務部秘書課付）同　新出　吉一

七尾海上保安部能登海上保安署長に転任させる

（以上六月十八日）

最高裁判所

東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補・立川簡易裁判所判事　清水　公一

東京家庭裁判所判事補に補する

最高裁判所事務総局家庭局付を命ずる

東京簡易裁判所判事に補する（六月十八日）

官庁報告

国家試験

平成30年度特定侵害訴訟代理業務試験公告

平成30年度特定侵害訴訟代理業務試験の施行について、弁理士法施行規則（平成12年通商産業省令第411号）第16条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年6月22日

工業所有権審議会会長　日覺　昭廣

1　受験資格　弁理士法施行規則第13条に規定する研修を修了した弁理士

2　試験の内容等　民法、民事訴訟法その他弁理士法第2条第6項に定める特定侵害訴訟に関する法令及び実務に関する事項について、論文式による筆記の方法により行う。

3　試験日時　平成30年10月14日（日）9時30分～17時00分

4　受験地

東京　大崎ブライトコアホール

（東京都品川区北品川5－5－15　大崎ブライトコア3階）

大阪　大阪工業大学梅田キャンパス

（大阪府大阪市北区茶屋町1番45号）

5　受験手続　特定侵害訴訟代理業務試験を受けようとする者は、弁理士法施行規則の定めるところにより次の書類等を工業所有権審議会会長に提出しなければならない。

一　受験願書

二　弁理士法施行規則第14条第2項の規定に基づき、日本弁理士会が交付する研修修了証明書（写）

三　出願前3か月以内に帽子を着用せず正面から撮影した上半身の写真（縦4.5cm×横3.5cmの大きさとし、受験願書の所定の箇所に貼り付けること。）

四　7,200円の受験手数料に相当する金額の特許印紙（受験願書の所定の箇所に貼り付けること。）